

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の一部を改正する法律案の概要

○ 官民連携によるインフラファンドの機能を担う(株)民間資金等活用事業推進機構を設立し、独立採算型等のPFI事業に対し金融支援等を実施することにより、国の資金を呼び水としてインフラ事業への民間投資を喚起し、財政負担の縮減や民間の事業機会の創出を図り、我が国の成長力強化に寄与する。

- ### 法案の概要
- 日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)
 - Ⅱ 成長による富の創出
 - 1. 民間投資の喚起による成長力強化
 - (3) 国際競争力強化等に資するインフラ整備等
PFIの推進(略)により、民間資金を活用したインフラ整備等を推進する。
 →PFIの推進による民間資金を活用したインフラ整備:
「民間資金等活用事業推進機構」の創設(略)

株式会社民間資金等活用事業推進機構

- 機構の主な業務
 - ・独立採算型等(コンセッション方式を含む。)のPFI事業等に対する出融資(優先株・劣後債の取得等)
 - ・PFI事業者等に対する専門家の派遣及び助言
- 機構への出資等
 - ・官民による共同出資、政府保証等
- その他
 - ・業務の中立性・公平性の確保等のため、機構への民間資金等活用事業支援委員会の設置や国による監督等により、ガバナンスを確保
 - ・機構は15年間(平成40年3月末)を目途に業務を終了

